

市政の報告と議案説明

平成25年度当初から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

市長就任から3年目を迎え、大切に育ててきた若枝にも多くの葉が茂ってまいりましたので、市政推進においてはスピード感とバランス感覚をもって取り組み、市民の皆様が夢と希望を持ち、安全で安心して、生きがいを持って、元気に暮らし続けることができるまちづくりの推進に、私は、自ら先頭に立ち、まい進してまいります。

本年4月1日付けの人事異動においては、紀伊半島大水害からの復旧・復興を精力的に進めながら、職員一丸となって「元気な五條市！」に取り組むため、重点施策である「ふるさとの復興と災害に強いまちづくりの推進」に向け、大塔地区の復興対策を強力に推し進めるために「災害復旧・復興対策」担当部長を充て、小規模住宅地区改良事業の推進とともに、復旧・復興に全力投球できる体制づくりに努めたところであります。

併せて、この災害を教訓に、いつ発生するか分からない南海トラフの巨大地震を始め、あらゆる災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりに傾注し、危機管理体制をより強固なものとするために、総務部内に危機管理監を配し、消防本部と連携しながら体制の強化に取り組んでおります。

さらには、地方分権の更なる推進などにより地方自治体の事務量はますます増大傾向にあり、職務を兼務する職員も増えている中ではありますが、庁内の活性化を図りながら、より高い行政運営を実施できる体制づくりを行ったところであります。

今後も、職員の更なる意識改革を促し、全体の奉仕者としての服務規律の確保

により規範意識を向上させ、市役所が真に市民や社会から信頼されるための取組を進めてまいりますので、各位には一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、市政の概要について、各部の所管事業を御報告申し上げます。

最初に、市長公室の事業について申し上げます。

はじめに、定住促進に対する取組につきましては、昨年9月に定住を促進する取組を全庁的に検討するための「五條市基本施策検討委員会」を発足させ、この委員会における協議を受け、まずは空き家情報バンク制度を立ち上げました。

市内にある、利用されていない空き家を活用することで、市外からの定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の防犯・防災対策を図りたいと考えております。

また、今後の施策と市政運営の基礎資料とするため、昨年12月から転入届・転出届をされた市民に対しアンケート調査を開始し、課題や市民ニーズの把握に努めており、今後も市民の声を反映出来るような施策を検討し、本市の活性化につながるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の取組につきましては、市長に就任以来、事務事業の改善、組織機構や補助金等の見直し、指定管理者制度の導入など、財政健全化に向けた取組を推進してきたところであります。

現下の経済状況はやや回復の兆しが見えておりますが、合併算定替の縮減により普通交付税が平成28年度から逡減されるなど、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、今後も継続的に行財政改革を進めなければならないと考えております。

本年度は、第3次となる「五條市新行政改革大綱」に基づき、行政評価の導入に向けた取組を推進するとともに、指定期間が平成26年3月末で終了する市立

五條文化博物館など4施設において指定管理者の更新を行う予定であります。

次に、地域公共交通における取組についてであります。

市内における公共交通につきましては、昨年度から実施しております小学生及び障がい者に対する市営公共交通運賃の無料化により、市民の利用が増加傾向となっております。

また、新路線の増設といたしましては、路線バス空白地でありました市内西側、木ノ原から二見にかけての新ルート在五條市地域公共交通会議に諮り、今年中の運行をめどに事業を進めております。

さらに、本年度は第3次五條市地域公共交通総合連携計画の策定に当たり、平成20年度から開始した、第1次、第2次計画の通算6年間から得た実績やその効果などを踏まえ、より地域特性や市民ニーズに即した地域公共交通網の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度から「奈良モデル事業」を活用し、県南部地域における公共交通の広域的な取組を行ってまいりましたが、新たな取組体制といたしまして、知事を座長とした奈良県地域交通改善協議会が発足し、昨年度の「奈良モデル事業」により取りまとめた「南和地域の公共交通に関するアンケート」の結果を有効に活用し、大淀町に建設予定であります南和救急病院へのアクセスを中心とした南部地域間の交通網の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、総務部の事業について申し上げます。

はじめに、紀伊半島大水害による被災者支援と復旧・復興についてであります。

5月16日の災害対策本部会議において、飛養曾・引土の両地区に発令しておりました避難指示を、6月1日午前7時をもって避難勧告に変更いたしました。

これは、市道川西線の堂平地区の地すべりに対する第一期工事が完了するなど

の災害対策工事が進捗する中で、地すべりは概ね小康状態にあることなどを総合的に判断したもので、これまでは市職員などが警備する中、月1、2回の一時帰宅を実施していましたが、時間規制を実施しながら1日3回の通行を可能といたしました。

今後も、不自由な生活を余儀なくされております住民の皆様が一日も早く今までの生活を取り戻すことができるよう、被災地の復旧・復興に向けて更にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地の誘致につきましては、奈良県と本市との共同で誘致に向けた取組を積極的に行っているところであります。

本年3月25日には、奈良県議会において「奈良県五條市への陸上自衛隊駐屯地の誘致推進に関する意見書」が採択され、県全体として本市への誘致を後押ししてくれることとなりましたので、一層弾みが付いたものと考えております。

また、県との合同で設置しておりました「陸上自衛隊誘致勉強会」は、これを発展的に解消し、「陸上自衛隊誘致検討会」と格上げし、更に連携を密にしたところであります。

4月24日には京都府宇治市の大久保駐屯地において駐屯地司令と面会し、5月21日には都内で現政権与党の幹事長と政務調査会長に対する要望活動を行ったところであります。今後も引き続き、国等の関係機関へ強く働きかけをしてまいります。

次に、中国等で発生している鳥インフルエンザにつきましては、ヒト感染の可能性もあるとして、引き続き警戒が必要な状態となっております。

このような状況から、政府も新型インフルエンザ等対策特別措置法を前倒しで施行したことから、本市におきましてもその対策に万全を期するため、本定例会

において関係条例の制定について御審議をお願いするところであります。

次に、近隣自治体が同時に被災した東日本大震災を教訓に、県域を越えた自治体同士が協力することで広域災害時において同時に被災するリスクを減らし、被災自治体の支援を素早く行うことを目的に、4月11日に治水・砂防関係の12自治体が大阪市中央区のシティープラザ大阪において「12市町村災害時相互応援協定」を締結いたしました。

次に、災害対策基本法などにに基づき設置されている五條市防災会議を開催し、見直すべき方針等について御提言をいただきました「五條市地域防災計画」につきましては、今後、紀伊半島大水害で失われた尊い命や甚大な被害を教訓として、奈良県が見直しを行う「奈良県地域防災計画」と関係させ、本市においても、本年度中に全面的な見直しを行うこととしております。

特に今回の見直しにつきましては、平成23年の台風12号を教訓に「土砂災害」及び「水害」に関して、本市は県のモデル市町村の一つとなっており、気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、具体的で分かりやすい発令基準の作成などを重点項目としているところであります。

来る7月6日には、南海トラフを震源地とする地震等を想定した「五條市防災訓練」を予定しており、関係団体や地域住民による実践的な訓練をとおして、「自助」「共助」の更なる充実強化を図るとともに、関係機関の連携体制を強化・検証し、災害対応力の向上と防災意識の高揚を図ってまいります。

また、今回の防災訓練に陸上自衛隊第7施設群が参加してくださるのに先立ち、7月2日から市内及び十津川村において各種訓練が行われる予定となっており、自衛隊駐屯地誘致の機運が一層高まるよう期待しているところであります。

なお、防災・減災に向けては、エリアメールの整備を始めとして、防災マップ

や災害記録誌の作成、防災行政無線の設置に向けた調査や備蓄品の充実、災害発生時における災害時要援護者台帳のシステム化に向けた取組を実施するとともに、今後の災害発生に備え、組織横断的に本部組織と各部・班等の所掌事務の再編と、発生時における職員の動員配備体制等の初動体制について一層の意思統一を図ってまいります。

次に、4月6日から15日まで実施されました平成25年度春の交通安全県民運動につきましては、8日には市民の皆様に参加していただき、吉野川河川敷で「交通安全市民のつどい」を開催し、なかよし保育園の園児から寄贈を受けた「交通安全こいのぼり」を河川敷に掲げました。

期間中には、交通安全協会の皆様と五條幼稚園の園児によりますキッズ・ポリスの事業所訪問、また10日には「交通事故死ゼロを目指す日」として、主にドライバーの皆様交通安全の啓発をさせていただきました。

今後も引き続き「交通事故死ゼロ」を目指した取組を進めてまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

児童福祉行政につきましては、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに対応すべく、本年4月に児童福祉課内に幼保一体化推進室を設置いたしました。

本年度においては、子どもを育てる保護者等への意向調査を実施し、その結果を教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に反映させるため、「子ども・子育て会議」を設置し、「五條市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。

また、今後の少子化による児童数の減少に伴い、近い将来の保育所・幼稚園の適正な施設配置について、地域の実情や施設の状況、意向調査の結果を十分に反

映させた適正化計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

はじめに、新し尿処理施設建設工事についてであります。

(仮称)五條市新し尿処理施設建設工事につきましては、本年2月1日に総合評価落札方式一般競争入札を行い、水 i n g 株式会社大阪支社が落札し、5月29日に起工式を終えたところであります。

現在、本体工事着手に向け設計図書を作成し、平成27年4月の供用開始に向け作業を進めているところであります。

次に、みどり園の事業についてであります。

焼却ごみの減量化のため、市民の皆様の御協力を得て、6月から新たに、古新聞・古本・段ボールなどの紙類を別回収し、再資源化に取り組んでいるところであります。さらに、ごみ収集車による収集では破損することがあるビン類についても、紙類とともに別回収を行っております。

今後更に、市民の皆様と共にごみ減量化・再資源化への取組を進めてまいります。

次に、やまと広域環境衛生事務組合の事業の進捗についてであります。

新施設の竣工は平成28年度を目指しているところでありますが、本年度は、御所市クリーンセンターの解体工事と並行して新施設の基本設計・測量・地質調査などが進められる予定となっております。

次に、農林行政の取組についてであります。

米の生産調整につきましては、国の「経営所得安定対策」を十分に活用していただきながら、より収益性の高い奨励作物への変更を推進し、農産物の生産性及び所得の向上を図るとともに、中山間地域等においては、今後も直接支払制度を

活用していただき、農業生産土地の維持を図るなど、耕作放棄地の解消や農地の有効活用を促進し、農地の多面的機能の維持への取組にもつなげてまいります。

森林・林業関係につきましては、森林環境税や各種補助事業を活用しながら、森林組合とも連携し、環境資源を将来に引き継ぐべく、森林整備の促進を図ってまいります。

また、東日本大震災では、東北地方を中心に、ため池や揚水機場などの農業水利施設が被災し、ため池の決壊により人命が失われるなどの甚大な被害が発生したことを教訓に、市内にある受益面積2ヘクタール以上の196か所のため池の点検を行うこととしております。

鳥獣対策につきましては、地元住民からの要望を受け、「個体数調整」「被害防除」「生息環境調査」を重要課題として、イノシシ・ニホンジカの捕獲檻52機、アライグマの捕獲檻170機を設置し、被害の軽減に向け全力で取り組んでいるところであります。

同時に、捕獲したイノシシ・シカにつきましては、地域資源として捉え、処理加工施設を建設し、資源を有効活用するための取組を進めているところであります。

柿振興につきましては、引き続き積極的にマスコミ等へのPRや各種イベントへの参加を実施するとともに、関係機関・生産者・加工業者・流通業者と連携を図りながら「五條の日本一の柿」の販売促進とブランド化、生産及び品質向上を推進してまいります。

次に、企業誘致についてであります。

北宇智工業団地の第2号地で工場の建設が進められておりました株式会社カクダイは、本年5月7日に操業をスタートしております。従業員数は60名で、新

規採用者が30名、うち15名は本市にお住まいの方と聞いております。

また、同工業団地の第1号地に工場の建設をしておりました朝日ウッドテック株式会社は、5月末に工事が完成し、8月中旬から操業を開始する予定であります。

五條市を元気にするためには、雇用の創出と企業誘致が最重要課題の一つであるとの認識の下、京奈和自動車道大和・御所道路の完成が現実のものとなってきたこの絶好の機会を逃さず、県や関係機関と連携し、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光行政についてであります。

4月29日には、吉野川河川敷において「川開きフェスタ2013」が開催されました。当日は好天に恵まれ、ミニSLや大道芸パフォーマンス、はしご車試乗体験など、小さい子どもを連れた親子など約4千人の方々が河川敷での休日を満喫していました。

次に、五條市内の宿泊施設に泊まっていただき五條の良さを少しでも感じていただくため、昨年度に続いて実施しております五條市独自の「プレミアム宿泊旅行券」の発行につきましては、JR五条駅前観光案内所や大塔町の道の駅などでも売れ行きは好調で、本市に来ていただける入り込み客の増加が期待されるところであります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

はじめに、小規模住宅地区改良事業についてであります。

被災の大きい宇井・清水地区及び辻堂地区の住環境を整備し、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、昨年12月1日付けで、都市整備部内に小規模住宅地区改良事業推進室を発足させ、小規模住宅地区改良事業計画書を作成いたしました。

宇井地内に2戸、阪本地内に4戸の改良住宅を建設するため、既に地質調査業務、敷地造成工事・住宅建設工事の設計業務の契約を締結し、本年度末の完成を目指して事業を進めているところであります。

また本年度は、事業に伴う用地の取得並びに宇井・清水地区及び辻堂地区の両地区の被災建物の撤去及びがれきの除去等も行う予定であり、被災地が被った災害の爪痕を取り除き、市民の皆様が安全に安心して住み続けることのできる地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、道路関連事業についてであります。

大塔町堂平地区の市道川西線につきましては、林野庁等と協議しながら、復旧・復興に向け、本年度から災害復旧事業に着工する予定であります。また、宇井地区の市道宇井線につきましては、一般車両の通行が可能となるよう、安全確保対策事業を実施いたします。

台帳のデジタル化につきましては、平成23年度に道路台帳、昨年度には街路灯台帳が完了いたしましたので、本年度は準用河川台帳を整備し、市民サービスの向上と事務作業の効率化を図ることとしております。

トンネル点検につきましては、市内にある5か所の点検を実施し、また、橋りょう点検につきましても、昨年度に策定された橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、順次実施してまいります。

また、子どもの安全、安心な通学路を確保するため、昨年度実施された緊急合同点検結果を基に安全対策事業を実施いたします。

なお、道路改良、道路維持、舗装、河川維持等につきましても、予算計画に基づき順次実施してまいります。

地域高規格道路五條新宮道路のうち、五條市域につきましては、国から指定を

受けた調査区間4キロメートルのうち、京奈和自動車道五條インターチェンジから本陣交差点までの約1.1キロメートルの4車線化に向けた奈良県の都市計画決定の変更を目指し、引き続き「五條市まちづくり構想」と並行して関係機関と共に取り組んでまいります。

次に、京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間、約13.4キロメートルにつきましても、順次工事が進んでおり、橿原・高田インターチェンジから御所インターチェンジ区間につきましても、昨年3月25日に供用開始されました。

五條道路区間についても、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まりましたので、平成28年度の大和御所道路区間の全線供用開始に向け、引き続き要望活動に取り組んでおります。

次に、国道24号歩道整備事業につきましても、3工区までの国道北側部分の工事を開始しておりますが、4工区につきましても国土交通省と連携を密にしながら、引き続き土地境界測量及び物件調査を実施し、本年度から順次用地交渉を進めてまいることとしております。

市営住宅の募集につきましても、昨年度は3回の募集を行い、6団地8戸の入居が確定いたしました。本年度も、入居希望者が多数おられることから、空き家修繕等の事前整備を進め、順次公募してまいります。

今後も市営住宅の長寿命化を図り、維持管理コストの縮減につなげていくため、昨年度策定いたしました市営住宅等長寿命化計画に基づき改修等を行い、市営住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

また、家賃徴収につきましても、課の体制を強化して、夜間及び休日徴収を実施し、収納率向上を図ってまいりました。本定例会において報告する予定をしておりますが、現在、悪質な滞納者に対して、滞納家賃の支払を求めた民事調停を

8件申し立てしており、今後も法的措置を含め適切に対応してまいります。

なお、仮設住宅の入居者の中で、市営住宅に入居を希望される方につきましては、希望者の方々の状況等を勘案しながら、適宜あっせん等を進めているところであります。

次に、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業についてであります。この事業は市民の生命・生活基盤を守る重要な事業と位置付けており、昨年度は耐震診断6件、耐震改修2件を実施いたしました。

本年度は、更に募集件数を増やし、積極的な事業推進のもと、大規模地震に備えた安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

次に、昨年10月に設立されました「五條市まちづくり推進協議会」の取組についてであります。

3月17日には「周遊・賑わいプロジェクトチーム」のプレイベントとして、協議会主催による周遊ツアー「五新鉄道跡をゆく・香梅の五條」を企画実施したところ、市内外から33名もの参加者がありました。現在は、その効果・検証を行い、次の準備を進めているところであります。

また、協議会で設立されました「五新鉄道利活用専門部会」においては、既に現地視察を含めて4回の協議がなされており、今後もその利活用について委員の皆様と共に検討・協議していくこととしております。

同じく「水辺の拠点形成専門部会」においては、関係団体や行政機関が協同し、吉野川の良い環境と水辺の拠点の在り方を、水際空間や河川敷等を良好な環境とし、市民の憩いの場となるよう取り組んでいくこととしております。

次に、近畿ブロックで平成27年8月に開催される全国高等学校総合体育大会（通称インターハイ）においてフェンシングの競技会場とする予定であります

「(仮称)五條総合体育館」の建設事業につきましては、県内産の木材の利用を積極的に図っていくことを基本として、本年4月から測量業務・基本設計業務・地質調査業務の各業務を順次発注し、体育館建設に向けた準備を進めているところであります。

次に、下水道事業についてであります。

5月19日に、市街地の約120自治会の皆様に御協力をいただき、市内一斉泥上げを実施いたしました。

下水路の清掃活動をとおして生活環境の保全及び維持を図ったところでありますが、今後も、こうした取組が、地域の良好な環境づくりにつながるよう期待しているところであります。

また、公共下水道整備事業につきましては、現在国道24号の歩道整備工事に合わせて管きよの敷設を進めているところであります。また、他の野原地区などにつきましては、計画的に整備を進めてまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

水道事業につきましては、水需要の環境変化に対応するとともに、受益者負担を原則に、安全で低廉な水道水を安定的に供給できるよう努めているところであります。

また、既存の施設につきましては、耐震計画に基づき順次耐震補強工事を行っており、本年度においては浄水場配水池の耐震診断や岡配水池の耐震補強工事を行うとともに、基幹水道施設の高水圧の緩和と施設能力の省力化に伴うコストの軽減、また、災害時の飲料水及び保安用水を確保するため、2か年計画で岡中継施設を築造してまいります。

次に、簡易水道事業につきましては、被災した大塔町宇井の簡易水道施設は現

在仮設により応急運転を行っておりますが、市の復旧・復興計画に合わせた本復旧に努めるとともに、宇井地区水道未普及地域解消事業も併せて実施してまいります。

続きまして、教育委員会事務局の事業について申し上げます。

まず、教育環境の整備につきましては、子ども達の安全を優先的に確保すべく、現在、宇智小学校、北宇智小学校、野原小学校、五條東中学校の屋内運動場の耐震補強工事に取り掛かるための準備を進めているところであります。

また、学校へのエアコン導入につきましては、五條中学校、野原中学校、五條西中学校の普通教室への導入を進めるため、現在、設計・監理委託業務を行っております。

次に、学校教育につきましては、今年度は「特色ある学校づくり」の推進指定校を認定し、例えば、理解力と表現力の育成のため i - P a d（アイパッド）を活用した授業や、体力向上を目指して地形を生かしたランニングコースの整備等、各学校の規模や地域の特性を生かした具体的な取組の活性化を図ってまいります。

さらに、市学校教育アドバイザーチームを組織し、学校・園を計画的に訪問することにより、単に学校改善を求めるだけでなく、改善の方向や具体的な方策を示すことにより、学校・園の経営、教育活動等の一層の充実を図ってまいります。

また、この先5年、10年には、児童・生徒数の減少が見込まれることから、今後の学校の在り方、とりわけ教育内容や規模の適正化を考えていく必要があるため、「五條市小中学校の今後の在り方に関する懇話会」を設置し、各方面からの意見を聴取して、今後に向けた検討を進めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、市民の生涯にわたっての学びを一層促進する

ために、今後の取組や方向性を見出すための基礎資料とする「生涯学習市民意識調査」を、本年9月に2千人の市民を対象に無作為抽出で実施すべく進めているところであります。

次に、五條新町における重要伝統的建造物群保存地区の取組につきましては、住民の安全と町並景観の保護との両面から、防災対策の方向性を定め、住民と行政が連携し、保存地区の防災計画の作成に努めているところであります。

次に、青少年健全育成につきましては、児童・生徒の安全確保や地域安全情報等の収集及び提供を行う体制の構築に向け、関係機関との連携を強化しているところであります。

最後に、消防本部の事業について申し上げます。

はじめに、消防庁舎建設事業についてであります。

昨年9月から着手しております消防庁舎建設工事は、工程どおり順調に進んでおり、進捗率は本年4月末現在で約34パーセントとなっており、本年10月末を竣工とし、年度内の運用開始を目指しております。

次に、奈良県消防広域化についてであります。

昨年12月25日に奈良県消防広域化総会が開催され、「奈良県広域消防運営計画（案）」が承認されましたので、この運営計画に基づいた規約の承認について、本年4月25日に開催されました第10回総会に諮られましたが、細部についての調整が必要との意見がありましたので、再度検討・調整した後、6月6日に開催予定の第11回総会で規約の合意を得られる予定となっております。

次に、消防救急デジタル無線の整備についてであります。

県下11消防本部が共同で行っていた実施設計業務が、本年3月に完了いたしました。

現在は、本年度から3か年度の計画で整備事業に着手する準備を進めており、完成は平成28年3月を予定しております。

次に、予防業務についてであります。

危険物の規制に関する規則の改正に伴い、危険物地下貯蔵タンクを有する施設に対して、腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンク等に危険物流出事故を防止するための措置を講じるよう指導いたしました。

次に、消防団事業についてであります。

4月2日付けで五條市消防団長に櫻井利文氏が就任され、団長以下563名の体制で住民の安全・安心のため活動を行っていただいております。今後、奈良県消防広域化に向けては、消防団等の事務を市の総務部危機管理課内に移行できるよう準備を進めているところであります。

次に、(仮称)五條消防署西吉野救急出張所建設事業についてであります。

設計業務委託が完了いたしましたので、年度内の竣工を目指し、建設工事に向けた事務を進めているところであります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

報第3号 平成24年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告並びに報第4号 平成24年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきましては、それぞれの決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第5号 平成24年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第6号 平成24年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第7号 平成24年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして

は、それぞれ事業の進捗状況又は関係機関との協議に時間を要したため、事業費の一部を翌年度に繰り越したので、関係法令の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報第8号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市税条例の一部改正）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年度の市税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第9号 専決処分の報告、承認を求めること（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正）につきましては、租税特別措置法等の一部が平成25年4月1日から改正されたことに伴い、平成25年度の市税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第10号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第11号 専決処分の報告、承認を求めること（平成24年度五條市一般会計補正予算（第7号））につきましては、中学校空調設備設置事業に係る地方債限度額を増額する必要が生じ、その決定に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第12号 専決処分の報告（調停）につきましては、市営住宅家賃等の滞納について市職員の再三の訪問による徴収、指導に応じず、支払の意思がないものと認められる相手方に調停を申し立てたため、地方自治法第180条第1

項の規定に基づき専決処分をしたので報告するものであります。

次に、議第29号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、減額措置を講じることとしたため、本条例を制定するものであります。

次に、議第30号 五條市子どもサポートセンター条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、五條市子どもサポートセンターを設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第31号 五條市子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、審議会その他の合議制の機関として、五條市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第32号 五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、五條市新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第33号 五條市教職員住宅条例の一部改正につきましては、五條市立大塔中学校教職員住宅及び教職員住宅用地に宇井・清水地区小規模住宅地区改良事業による改良住宅を建設するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第34号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正につきましては、野原西第1児童遊園地の位置の表記を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第35号 五條市大塔山村体験実習センター条例の一部改正につきましては、ふるさと会館を撤去し、その跡地に宇井・清水地区小規模住宅地区改良事業による改良住宅を建設するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 36 号 五條市営住宅条例の一部改正につきましては、市営住宅に入居させることができる公募の例外規定を設けるとともに市営宇井住宅を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 37 号 平成 25 年度五條市一般会計補正予算（第 1 号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ 7, 168 万 6 千円を追加し、総額 190 億 5, 168 万 6 千円とするもので、補正の主な内容といたしましては、五條新町通りを活用したまちづくりを横浜美術大学の協力を得て実施するための経費として 757 万 4 千円、大塔地内の避難所及び集会所機能の向上を目的に、ふれあい交流館へ非常用発電設備並びに共同調理場等を設置するための経費として 3, 540 万円等の追加であり、これらの財源につきましては、県補助金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、同第 1 号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、公平委員のうち、間林耕司委員の任期が、平成 25 年 6 月 30 日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第 2 号 五條市固定資産評価員の選任につきましては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、五條市固定資産評価員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。